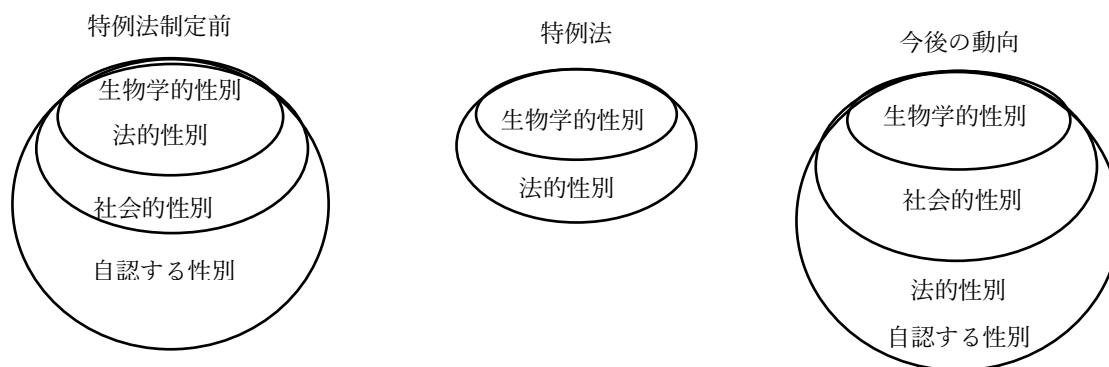


I 総論

1 本報告で扱う性別とは

- ・ 生物学的性別→外性器、染色体により判断。多様。
- ・ 法的性別→戸籍に記載された性別。二元論。特例法により、一定の要件のもとで変更可能。
- ・ 社会的性別→本人が社会において認知されている性別。多様。外部から認識可能。変更可能。
- ・ 自認する性別→本人が自認する性別。多様。外部から認識可能？ 変化しうる。



2 特例法の基本的な考え方

「本法律は、あくまでも性同一性障害という疾患を有する者についてのみ、厳格な要件・手続の下で例外的に心理的かつ社会的な性によって法的に取り扱うことを認めるにとどまるものといえよう」

「性別に関する自己決定権」は、「権利として保障しているとはにわかに考えることができない」。性別が、「個人の意思によって左右されるべきものではない」

3 本報告の基本的な考え方

① 自認する性別による法的性別の決定

② 強制されない自己決定

性別決定に関する自由な自己決定に基づくのか、法律によって強制されているのか

③ 比較考量のバランス

立法当時の考えが現在も妥当するのか。

④ 法的性別と社会的性別

審判に基づく戸籍の記載の変更は一連の過程の始まりではなく、最終段階

II 各論

1 20歳以上であること（1号）

(1) その後の変化

- ・ 2012年1月のガイドライン第4版では、18歳以下の子どもへの対応が追記

- ・ 文部科学省は学校における児童の性同一性障がいめぐり、状況調査を行い、通知を出す。
- ・ 成人年齢の改正(平成 34 年 4 月 1 日施行)により、18 歳となる。
- ・ お茶の水女子大学は、トランスジェンダーの学生の受入を 2020 年より行う。(その他の女子大学も同様の検討をしている)

(2) 削除の必要性

- ・ 不可逆性の判断としては、心理的な判断が問題となる。年齢要件自体は必須ではない。

2 現に婚姻していないこと(2号)

- ・ 社会的に同性である、法律婚の夫婦の出現を防ぐことはできない。
- ・ 民法の定める離婚の要件、夫婦間の不和も存在しないのに、性別を変更するにあたり離婚が事実上強制されている。
- ・ 夫婦が性的アイデンティティの承認か婚姻継続かの選択という解消不可能な葛藤状況に。

3 現に未成年の子がないこと(3号)

- ・ 社会的性別と法律上の性別の違いを無視し、戸籍の記載の影響を過大に評価。
- ・ 子に影響を与えるのは、社会における親の性別であって、戸籍における法的な性別ではない。

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること(4号)

- ・ 子が生まれるという極めて例外的な事案に対処するために、性別適合手術(生殖腺の除去)を性別変更にあたり事実上強制することの可否。
- ・ 「混乱や問題」は、子ではなく、戸籍について生じている？

5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること(5号)

(1) その後の状況

- ・ 精神科治療、ホルモン療法、手術療法という 3 段階治療の考え方は、2006 年公表の第 3 版で放棄。

(2) 削除の必要性

- ・ 性別適合手術が、その人の性別のあり方を変えるという誤解。
- ・ 性別適合手術は、性同一性障がいの当事者にとって必須という誤解。
- ・ 性別適合手術が、性別違和の解消という本来の目的のためではなく、特例法 3 条 1 項 5 号の要件を満たすために行われるとすれば、本末転倒。

III 再変更

- ・ 現行法の規定はない。再変更は、恣意的な性別の変更ではない。

IV 今後の展開